

昭和34年度
大会研究発表要旨

日 時 昭和34年12月5日(土)午後1時より

会 場 大 学 院 南 讲 堂

近代初頭における上給検地について	日本史4年	井 沢 六	男	1
唐代の塙政について	東洋史4年	兒 玉 研一		2
アメリカ南部の奴隸制最盛期における社会構成	西洋史4年	玉 川 幸 男	3	
縄文文化の起源	考古学4年	根 田 信 隆		4
狩野川水害の実態	地理学研究会			
I. 自然班	地理学	小 曙 尚	5	
II. 人文班	地理学4年	中 川 清 治	6	
江戸幕府大番制度の成立	日本史	煎 本 增 夫	7	
高麗朝の南遷成立期についての一考察	東洋史	朴 孝 信	8	
イギリス中世バロン層の一考察				
— 12.3世紀に於ける身分構成の背景を中心とする	西洋史	田 中 政 男	9	
東日本における古式古墳				
— 特に静岡県三池平古墳の問題点	考古学	大 塚 初 重	10	
公開講演				
欧米旅行スライド及び説明	文学部教授 渡 迂	操		

駿 台 史 学 会

日本史・東洋史・西洋史・考古学・地理学各研究会

近世初頭における上給検地について

日本史4年 井 汝 六 男

上給とは幕府の地方知行に対する一政策であり、特に近世初期にみられる所領没収の一例である。すなわち所領を没収し天領に編入するに際し行つたものが上給検地である。この上給検地に関する研究はほとんどなされておらず、また研究の緒についたばかりである。従つて問題を展開していくに際しては、従来の二、三の業績を基礎として、小官領油平村における寛永十八年の内藤与懸兵衛、油川六大夫、中嶋茂兵衛の上給検地帳を検討していくたい。具体的には三和行主の農民支配を中心に(一)知行地分割は何を基準としてなされたのであろうか、及び(二)油平村の構造の検討である。

三名の知行地は互に入組み、各領主にはあくされている屋敷名請人も他領へ越石している。従つて知行割については、農民の持高を基準としていると考える。それゆえに土地の散り集まり耕作がみられるのである。言い換れば三名の領地分割は地縁的結合の農民を基準としてなされたものであり、知行型態としては本來的なものであったと考えられる。又村落構造については、各農民が公的に一人の領主に属しながらも、内部的には油平村も他の近世初期村落と異なるところがないのである。ではかかる上給検地がどうしてなされたかという点であるが前述のごとく、地方知行に対する一政策であるけれども、具体的には次の事実によると考える。

すなわち封連制確立期に向う幕藩体制の過程において知行制度から俸祿制度への轉換が行われた事実による。なぜならば知行制度は封連領主権力の確立過程にあって障害となるからである。つまり徳川政権確立のためになされた旗本の陶汰に他ならない。

MEMO

唐代の塩政について

東洋史4年 児玉研一

唐の社会は安史の乱を境として唐末五代の大きな変革期に向う。安史の乱後唐末五代にかけての時期は政治、経済、文化その他社会の全分野にわたって大きな変化が起る中国史上においても一時代を画する一大変革期である。学界においてはこの時期を持って中世から近世への転換期とする説と古代から中世への転換期であるとする全く対立した説が論されていて定説はない。いずれにしてもこの時期を持って時代を区分する大きな転換期であるとしている点でも、両者の意見を全く同様である。

さてこうした中で、私は塩の問題をとり上げてみた。塩は日常欠くべからざるものであり塩に代る品物は他にはない。とくに中国に於いては、広大な領域の割合に塩を産する地域が限られており、塩の重要性は非常に大きなものがある。中国に於いては古くから塩を持つて課税の対象としたり、専売の対象にすることが行われている。これは塩を産する地域が限られているためであり、ま生活必需品でもあることから、塩をもつて政府の重要な財源となることが出来るからであった。

唐代にあつては、均田制が行われ、租庸調の收入によって国家財政の殆んどがまかなわれていた時期には、塩に対してこれといった政策もなかつたようであるが、均田制が崩壊し、租庸調の収入が減少するにともなつて課税の対象として、塩の財政上における地位が増加し、安史の乱が起ると、軍事費の必要性からも、ついに専売が行われるようになる。

塩の専売が順調に行われた大曆年間に、国家財政の大半が塩専売の利益によってまかなわれるといった状態にまで至つてしまう。この間に国家財政は従来の田租を中心としたものから塩の専売、或いはその他の雜税に移り、それが宋以後の社会に引継がれて行く。

こうした唐代の塩に対する政策の変化を財政面を中心としてみて行きたいと思う。

MEMO

アメリカ南部の奴隸制最盛期における社会構成

西洋史4年 王川幸男

Cotton is King という言葉に代表されるアメリカ南部の棉花栽培による繁栄は、ごく少數の特權階級のみに言及されるべきものである。しかもこの特權階級＝プランター貴族すら、商業資本の寄生、北部工業資本勢力の南部に及ぼす悪影響、更に奴隸の暴動や逃亡にみられる南部社会の内的矛盾等、様々な困難を抱えこんでいた。まして況や、奴隸を所有しない大多数の白人一般は、劣悪な経済条件を孕みながら現状維持に甘んぜざるをえなかつたのである。

一般に、アメリカ史の特質の一つとして、社会階級の非固定化、流動性が指摘されるが、これを南部社会にあてはめて強調することはできないようである。少くともここで概観しようする奴隸制最盛期の南部社会には、階級分化とこれを維持しようとする要素が存在したのである。つまり planter-aristocrat, small slaveholder, yeoman farmer, poor white 等に大別される白人社会の階級構成と、最下層を形成して黒人奴隸が存在し、これら階級の固定化への趨勢が認められるわけである。ではこの階級分化を維持していくとする要素は一体何であつたろうか。この問題の解明を、プランター貴族の生活理念、その寡頭制政治支配権力、更に奴隸制農業経営に与からなかつた被支配階級－自営農民、貧窮白人－の特質に求めつつ、黒人奴隸の周囲の状況を明かにしたいと思う。

奴隸制度は決して経済価値の高いものではなかつたが、南部の白人諸階級はそれの理由をもつて、この制度を支持したのであり、奴隸に対する桎梏を南部社会構成の分析の中で理解したいと思う。

MEMO

縄文文化の起源

考古学4年 根田信隆

「土器の発明は、人類が化学変化を実生活に応用した最初の大事件であつた」とは、先年不慮の死を遂げた英國の考古学者、V. G. Childe の言葉である。土器が世界史の上に登場するのは、農耕、牧畜の生産経済を基調としたメソポタミア地方、新石器時代のはじめであるとされできた。

一方日本においては、こまかい縄をころがした凧つまり縄目文様(縄文)のある縄文式土器を製作し使用した時代の文化、すなわち縄文式土器文化として縄文文化が土器を有する最も古の文化である。縄文文化は当初より土器の外、弓矢、磨製石器などを伴つた、狩猟、漁労を基本的生業とした採集経済の段階の文化であつた。同じ土器を有する文化でも、彼我の経済基盤の相違に注目すべきであろう。

縄文文化の起源を探求する仕事は、茲一、二年急速に進められた。中でも明治大学考古学研究室が調査した、縄文文化早期の神奈川県夷島貝塚のや一貝層より出土したカキ殻と木炭片との放射性炭素(C^{14})の測定結果は、このや一貝層出土遺物に対し B.C. クリタノ土 400、B.C. 228 ± 50 という非常に古い年代つけが与えられた。

わたくしは、この実年代の意味するものと、誠後からたに発見された縄文文化以前の文化(無土器文化)の終末と縄文文化の関連性とに向題の中心をおさなかう。論題に就いて話を進めてゆきたいと思う。

MEMO

狩野川水害の実態

地理学研究会

(小曠尚・中川清治)

1958年9月26日、台風

22号は東海、関東南部をおそい、くに狩野川上流域には、ほぼ一昼夜ハ獨に最高。

700mm以上の降雨があり、1,000ヶ所に亘る山地崩壊と洪水を生じた。狩野川流域の田方群のみで、被害は、死者・行方不明者 854、重軽傷者 757、全壊ならびに流出家屋 958、半壊家屋 636、浸水家屋 2,892に達した。

我々地理学研究会では、石井、坂口両先生の指導の下に、昨年10月より本年2月迄、並200人以上の学生が参加して、被害の実態を自然ならびに人文の両面から調査した。

I 自然班

調査範囲 / 湯ヶ島より白山堂近の狩野川本流上・中流部。2. 新田より下流の大見川の全川すじ。
3. わさび沢より下流の地蔵堂川の全川すじ。

調査方法 / 以上の地域を実地踏査し、侵食・堆積の状況、洪水の流向、最高洪水位等を、船の倒伏方向、流失物の流动方向、家屋や立木等についた痕跡、聞き取りによって調べた。2. 約 1/2.5 万の空中写真を図化し、その判読結果と現地調査の結果から被害実態図を作成した。3. 特に被害の大きな地点については重点的に更に詳しく調査し、別に小縮尺の被害実態図と地形断面図を作成した。

結果 / 短時間に集中した豪雨により、源流部におひたらしい崩壊が生じ、多量の土砂と流木が供給された。2. 二の為河川の荷重(土砂等の河の運搬物)が過大となり、上流部に於ても下方侵食は行われず一様に河床は上がっている。3. 中流部では洪水流の流速と水量が非常に大きかつた為、洪水流は従来の蛇行流路より大きな曲率半径をもつて、大きく蛇行している。4. 一般的に蛇行の外側に於ては側方侵食が行われ、又下位段丘上の耕土は



けずり去られて、その上に砂礫が薄く堆積する。これに対して蛇行の内側には、砂礫がある程度ふるい分けられて厚く堆積する。つまり侵蝕部と堆積部が隣合っている。5. 所々にかかる橋は、上の關係を局部的に乱している。即ち橋に流木がひつかかり洪水流の勢が一時弱められる結果、橋の上流部に砂礫が堆積し、橋のすぐ下流部は橋の流失による一時的な激流の為堆積は生じない。6. 大仁橋迄の上・中流部は、河が山間の谷を流れる為、水の出も早いが引きも早く、洪水は谷すじのみに限られる。この点が下流部の沖積平野の洪水と性格が異なる。

II. 人文班

目的 ① 水害の際に、上中下流部という異った地域的条件を持つ耕地の被害は、どのような形であらわれているか。② 農業被害の深度は、営農形態や經營規模によって、どの程度違があるものか。③ 農業經營復旧の速速、復旧力の大小はそれその地域で、どのような場合にあらわれているか。以上の三点について明らかにする。

方法 昭和33年11月、同34年2月ヒ2回の現地調査を行つた。調査対象として、上中下流にわたり4部落を選び、数十戸の農家から得られた実態調査の結果を資料として分析した。

結果 ① 上流部のI（中伊豆町地蔵堂・山間わさび田集落）わさび栽培を農業經營の特徴とする山村、兼業としては林業のほかに、地主・小作といった身分的支配関係を内在した貧農が、わさび田大規模經營農家で從事する賃労働兼業が存在する。上流渓間部に土石流押出しと、狭い範囲での氾濫、浸水がみられる。わさび田は流失による壊滅的被害をうけたが、復旧に関しては各農家の階層差が強くあらわれている。② 上流部のII（中伊豆町小川・谷間の段丘集落）自給經營に、米・煙草・椎茸などの繊細な商品生産が加わった半山村的部落、多くの賃労働兼業を含んでいる。大見川本流に沿つた谷間に位置し、沢からの土砂押出しと本流橋梁のダムアップ、決済のため、主として流失、埋没の被害がみられる。耕地の零細分散が復旧工事を阻らせており、災害後は賃稼ぎ兼業を行う農家が増えている。

③ 中流部（大仁町白山堂、破堤地点集落）米・まき・麦など小商品生産が上流部に比べて進んでいる専業的農業部落。堤防決済地点に位置し、激しい家屋流失と耕地の土砂埋没による破壊的被害を示す。經營規模に大差なく、全体的に被害をうけたことから共同的復旧態勢をとり、その点では成功しているが、耕地や經營の共同化は今後の問題として残されている。④ 下流部のII（垂山村長崎・平坦浸水集落）米・麦・醸造を中心とする經營規模の大きな商品生産の進んだ専業的農業部落。下流平坦部低湿地にあり、氾濫、湛水・泥土流入の被害をうけたが、耕地の機能喪失とまでは行かぬため、玄陥な被害地域の割に被害率は軽微である。災害を契機としてその復興は原形復旧にとどまらず、用排水施設の完備など根本的な土地改良が実施されている。

MEMO

江戸幕府大番制度の成立

日本史 瞑本 増夫

江戸幕府の「大番」は幕府の常備軍團の一つである。他の常備軍團は書院番と小姓番であるが、「大番」はその二者にくらべて、成立年代は古く、駿掌も極めて重要である。即ち、「大番」は幕府が開設される慶長八年以前にすでに組織されており、駿掌は江戸城を守衛する外、京都の二條城、大阪の大坂城に上番して両城を守衛する役目を持つ。前者は、天皇家を圧迫する示威力ともなり、後者は交通の要地、商業の中心としての大坂を占領することによって、西国諸大名を抑圧する。以上の如く大番は幕府政策の上に重要な役割を果したと思われる。さて、「大番」は寛永十年に常備軍團に制度として成立するが、この頃の番構成は次の通りである。即ち、すべて十二組で、一组は一人の番頭（大体五千石一一万石の知行地を持ち重庄である）、四人の組頭、五十人の番兵からなっている。故に、六百余人の重力をなす筈である。（併し一族郎等を入れると三千一四千の人数となろう）。番家の知行地は江戸を中心として、関東周辺農村に分散し、初期の頃は知行地から勤番したが、寛永期頃から江戸に宅地を依づて常住するようになる。知行高は一定しないが、大体、四百石一五百石が普通である。又、番兵の出自をみると必ずしも三河以来の徳川氏の譜代家臣だけでなく、徳川氏に服属した今川、武田、北條等、又、織田、豊臣、六角、斯波等の旧臣が新参家として番兵になっている。

本報告では以上の如き性格を持つ「大番」組織の成立事情を述べる。初めに、江戸時代以来の定説である天正十五年の大番成立説を否定して、「大番」の天正十八年成立説を主張し、次に、大番組織が戦国大名徳川氏から近世大名徳川氏（幕府）へ発展する際の武力模様（軍事組織）の拡大の中で成立して来るべきことを指摘する旨である。そして、その時、大番勤仕者となるものが、かつて在地に密着した中世武士から在地豪族を離れて、完全に年貢収得者となるとする領主階級となつた近世武士であつたことを述べ、「大番」なる常備兵團は、実にこのような武士の近世的変貌を前提にして初めて成立するものであることを主張する。

MEMO

-6
けす
程方
かん
め
為
が
な

高麗朝の南班成立期についての一考察

東洋史 朴 壽 信

宋においては唐國当初の建隆年間に南班という班次が官制上に現われ、その地位は宗室の一部に与えられていた。これは還衛官が宗室より補選されたことに照らしても、凡て名譽班に過ぎなかつたことがしられる。

この南班が「事大慕華」をもつて整備されつゝあつた高麗の官制上にも、成宗朝にはすぐ現われたものと推定されるのである。

しかし、その以前に宮内官僚が合班の芽はえを見せてゐたのであるが、この宮内官僚を南班と称するようになつたらしい。

ゆえに南班は、いわゆる戸隸故的循環発生層のうち内から抜けきれず、王朝の政治面にも無視できない脚を残したようである。

当初について大綱を述べると、行政官僚としての御宰都省か尚書都省と改められて大部と請奉を統率したのに対して、宋より移植した中枢使が宮内諸司を統率したきらいがある。

一方班次は大体のところ、尚書都省下の行政官が東班、中枢院下の宮内官僚が南班、六衛の武臣が西班となつてゐたようである。

又、三公以下諸卿以上、およそ三品以上は別班をなしてゐるが、祭祀及諸儀式の時、獻官あるいは侍臣として列した結果によるものであろう。

次いで、補選陞転をみると、外戚及び勢家の子弟が、南班の上層部を占め、東班への遷転が可能だつたのに対して、下層部は特定の技能者から選ばれ、餘秩外の七品官まで陞転できたようである。

ゆえに南班は正路と難路とに分かれている。

この南班は補選される以前の既成権力と、眞宗による新たな権力によって威力を増し、遂には宗教のことにも干渉したようである。

MEMO

イギリス中世ハロン層の一考察

— 12・13世紀における身分構成の背景を中心に —

西洋史 田 中 政 男

イギリス封建社会内部に於いては、僧侶、貴族、市民、農民の如き極めて異質的な社会集団が相互の政治的、経済的な基盤の上に對立しつゝ、嚴重なる階級組織を形成していた。この社会構成の著しい特徴は、封土 (feodum, fee) を媒介としての支配隸屬的関係に於て特权的階級たる貴族層と隸屬民たる農民層の関係の上に求める事が出来る。然し、この特权的階級たる貴族層の組織形体は、僧侶をも含めて、国王から騎士 (Knights) に至るまで極めて複雑な身分構成を持っていたのである。

ここで問題とするハロン (Baron) も、13世紀に於て、貴族としての範疇内で独自の社会集団を形成した身分層である事は、特許状 (Charter) 類の序言に於て、1215年のマグナ・カルタ (magna Carta) に依つても充分にその特質を考察する事が出来る。然し、このマグナ・カルタの指標するハロン層内部にも、大ハロン (Majores barones) か、所謂、小ハロン (Minores barones) とは法的取扱いが異つて来ている傾向を見る事が出来るのは意義ある点である。

また、当初ハロンとは、入地 (fief) と同義で封建法上は広義の封臣を意味したが、次第に国王の有力な直接土地保有者 (tenant in chief) に限定されるに至る。然し、其外にも国王の直接土地保有者としては、ハロン領 (barony) を保有する者、ハロン領として (per baroniam) 保有する者、広義の直接土地保有者が同時に存在していた事も同様に意義ある点である。

以上の如く、ハロン層内部にも身分構成の複雑性が含有されていた。即ち、ハロンと呼ばれた社会集団が、たゞ一律の規定のもとに形成されたと見るのは大なる問題がある。こうしたハロン層の身分構成が、12・13世紀のイギリス独自の封建体制の展開の過程に於て、如何に分解し且つ統合されていったかを、高級裁判权と軍事的奉仕 (Military service) の両面から考察してみたい。

MEMO

-6
けす
程方
かん
め
場
がな

東日本における古式古墳

—特に静岡県三池平古墳の問題点—

考古学 大塚 初重

最近における日本考古学の課題の一つに「古墳の出現」という問題がある。古墳の出現はまた言葉をかえいえば古墳時代の開始をも意味するであろう。この時代は大和政權による支配体制が次第に確立せられ、日本古代國家が形成される時刻である。

かくの如く、丁度のうえで重要な問題を持つこの課題に対し、最近の考古学研究は新しい資料と解釈を提起できる段階に達しつつある。

私は、このような趨勢のもとにおいて、東日本の地域に古墳が出現する時期について考え出現期の古墳つまり古式古墳の内容を検討し、古墳時代社会の性格にもふれたいと思う。されば、昭和三十三年春に本學考古学研究室と静岡大学史学研究室とが協力して調査した静岡県庵原郡庵原村三池平古墳は、東海地方の古式古墳として重要な資料を出土した。この三池平古墳は県内における最古の古墳と考えられる松林山古墳に時代的にむきわめて接近した古墳である。この東海地方における出現期の両古墳の位置は、ひろく東日本全般の古式古墳の様相を捉える問題点をふくんでいる。三池平古墳の竪穴式石室と剛竹形石棺、文形四神鏡、石製腕飾類等々の考古学資料が語る、この古墳の年代比定の問題を中心として既記の問題点を考察したい。

MEMO